

高浜町公式ホームページ広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高浜町公式ホームページに掲載する広告の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 高浜町公式ホームページ

高浜町(以下「町」という。)が管理するウェブサイトのトップページをいう。

(2) 広告

文字または画像で表示された情報で、広告掲載の許可を受けた者(以下、「広告主」という。)の指定するウェブサイトにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載場所)

第3条 広告は、高浜町公式ホームページに掲載するものとし、広告を掲載する位置および枠数は、町が別に定める。

(広告の範囲)

第4条 広告およびその広告主が指定したリンク先のウェブサイトが次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告を掲載しない。

(1) 法令等に違反するおそれのあるもの

(2) 政治性または宗教性のあるもの

(3) 思想、信条または宗教に関係のあるもの

(4) 社会問題についての主義または主張

(5) 誇大または虚偽のおそれのあるもの

(6) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(7) 風俗営業および風俗営業に類似した業種に関するもの

(8) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの

(9) 第三者を誹謗、中傷または排斥するもの

(10) その他掲載することが適当でない町が認めるもの

(広告の種類、規格等)

第 5 条 広告について、次の各号に掲げる事項は、町が別に定めるものとする。

- (1) 広告の種類
- (2) 広告の規格
- (3) 広告の禁止表現
- (4) 広告の制限事項

(広告の掲載期間)

第 6 条 広告を掲載する期間は、1 ヶ月単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。ただし、継続して掲載できる期間は 6 ヶ月間を限度とする。

- (1) 広告を掲載する開始日 (以下、「広告掲載開始日」という。) は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。
- (2) 広告を掲載する終了日 (以下、「広告掲載終了日」という。) は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告掲載の募集方法)

第 7 条 広告は、原則として町が管理するウェブサイト、広報紙等により公募する。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 高浜町公式ホームページへの広告の掲載を希望する者は、高浜町公式ホームページ広告掲載申込書 (様式第 1 号) により、町が指定した日までに町に広告の掲載を申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第 9 条 町は前条の規定により申込みがあった場合は、第 4 条および第 5 条の規定に基づき審査した上で、広告掲載の可否を決定する。この場合において、申込みの件数が広告掲載の枠数を超えるときは、第 1 号、第 2 号、第 3 号の順に要件に該当するものの広告掲載を優先する。なお、各号において要件に該当するものが広告掲載の枠数を超えるときは、抽選によるものとする。

- (1) 町内産業の育成、町製品の販売促進、観光振興などに資すると判断する企業、団体、自営業等 (以下「企業等」という。)
- (2) 町内に事業所等がある公共性の高い企業等
- (3) 前号の規定に該当しない企業等で、町内に事業所等を有するもの

- 2 町は、前各項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、高浜町公式ホームページ広告掲載（不掲載）決定通知書（様式第2号）により当該申込者に通知する。

（広告原稿の作成および提出）

第10条 広告主は、広告原稿を第4条および第5条の規定に基づき作成し、原則として町が指定した日までに、町が指定した場所に提出するものとする。

- 2 広告原稿の作成に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 町は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条または第5条の規定に反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

（広告掲載料）

第11条 広告の掲載料は、町が別に定める。

- 2 広告主は、前項の規定で定めた広告掲載料を、原則として町が指定した日までに、町が発行する納入通知書により一括前納する。

（広告掲載の方法）

第12条 町は、第11条の規定により提出された広告原稿を、原則として広告掲載開始日の午前9時から正午までの間に掲載することとする。

- 2 町は、前項の規定により掲載した広告を、原則として広告掲載終了日の翌日の午前9時から正午までの間に削除する。

（広告掲載の取消し）

第13条 町は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載の決定を取り消すことができる。

- （1）第11条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき。
- （2）第12条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき。
- （3）第4条または第5条の規定に反すると判断したとき。

- 2 町は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。
- 3 町は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌々月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第 14 条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により町長に申し出なければならない。

3 町は、前項の規定により広告掲載の取下げの申し出があった場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取下げの申し出があった日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還する。

4 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載料の返還)

第 15 条 町は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第 12 条第 1 項の規定により定めた広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が 1 ヶ月単位に月 1 日未満の場合は返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、町が高浜町公式ホームページの運営を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が 2 日間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守または工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第 16 条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、町にあらかじめ協議するものとし、第 10 条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 第 10 条第 3 項の規定は、前項により提出された広告原稿について準用する。

(リンク先の変更)

第17条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに町に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告および広告主が指定したリンク先のホームページの内容、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(協議)

第19条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、町と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第20条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟は、福井地方裁判所に提訴するものとする。

(その他)

第21条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、町が別に定める。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。